

秩父広域市町村圏組合週休2日工事实施要領

(趣旨)

第1条 この告示は、秩父広域市町村圏組合が発注する建設工事において、週休2日工事を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日工事 完全週休2日、月単位の週休2日及び通期の週休2日に取り組む工事の総称（類似する取組を含む。）をいう。

(2) 現場閉所型 対象期間において、現場閉所による週休2日に取り組む方式

ア 週休2日

(ア) 完全週休2日 対象期間において、全ての週で2日以上現場閉所を行うことをいう。

(イ) 月単位の週休2日 対象期間において、月ごとに4週8休以上の現場閉所を行うことをいう。

(ウ) 通期の週休2日 対象期間において、4週8休（現場閉所日数の割合が、28.5%（8日／28日）の水準の状態）以上の現場閉所を行うことをいう。

イ 対象期間 現場着手日から現場完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間及び発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は、対象期間に含まない。

ウ 現場閉所 対象期間中に、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業を除き、現場事務所での事務作業も含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所も、現場閉所に含めるものとする。

(3) 交替制 対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人（以下「対象者」という。）が交替しながら週休2日に取り組む方式

ア 週休2日

(ア) 完全週休2日 対象期間において、対象者が交替しながら全ての週で1週間に2日間以上の休日確保する状態をいう。

(イ) 月単位の週休2日 対象期間において、対象者が交替しながら月ごとに4週8休以上の休日（現場に従事した対象者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日／28日）の水準の状態）を確保する状態をいう。

(ウ) 通期の週休2日 対象期間において、対象者が交替しながら4週8休以上の休日（休日率が、28.5%（8日／28日）の水準の状態）を確保する状態をいう。

イ 対象期間 現場着手日から現場完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間及び発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間など）は、対象期間に含まない。

ウ 休日 対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む。）を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

(4) 現場着手日 現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始する日をいう。

(5) 現場完成日 現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了する日をいう。
(対象とする工事)

第3条 週休2日工事は、原則として全ての工事を対象とするものとする。ただし、次に掲げる工事は、例外的に週休2日工事としないことができる。なお、発注者は特記仕様書に別記1のいずれかを記載する。

(1) 緊急を要する工事（緊急復旧工事、応急修繕工事等）

(2) 対象期間が1週間未満の工事

(3) 工事内容及び現場条件（出水期や関連工事等）の実情等により対応が困難な工事
(多様な働き方の取扱い)

第4条 受注者が、労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条の4に基づく1年単位の変形労働時間制の活用などにより、当該工事による週休2日の確保と同等の休日等を契約期間外を含めて設定し、契約期間内において所定の休日を確保した場合は、週休2日に類似する取組として、当該工事で週休2日工事を達成したものとみなす。

(監督員への報告)

第5条 受注者は、工事完成時に週休2日工事取組報告書（様式第1号）により週休2日工事の実施状況を監督員に報告する。

(施工計画書等の提出及び審査)

第6条 受注者は、この告示に基づく週休2日を前提とした施工計画書及び工程表(以下「施工計画書等」という。)を作成し、発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の規定により提出された施工計画書等の内容を確認し、週休2日に取り組む姿勢が認められないなど明らかに不適当と認めるときは、その修正を求めるものとする。

3 受注者が正当な理由なく前項の修正に応じない場合、又は明らかに週休2日の確保を行う意思がないと認められる場合は、工事成績評定の考査項目(「工程管理」や「施工管理」等)において、休日の確保が行われていないものとして評価するものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、その他必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年10月1日から施行し、同日以降に公告等をする工事から適用する。

(秩父広域市町村圏組合週休2日制モデル工事試行要領の廃止)

2 秩父広域市町村圏組合週休2日制モデル工事試行要領(令和8年秩父広域市町村圏組合告示第21号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行日前に公告等をした工事については、なお従前の例による。

別記1 (第3条関係)

(特記仕様書の記載例)

<週休2日工事の対象の場合>

(週休2日の対応)

第 条 受注者は、秩父広域市町村圏組合週休2日工事实施要領に基づき、履行状況を発注者へ報告するものとする。実施要領は、秩父広域市町村圏組合ホームページで確認のこと。

(秩父広域市町村圏組合ホームページ)

<https://>

<週休2日工事の対象外の場合>

(週休2日の対応)

第 条 本工事は、週休2日の取組の対象外とする。